

第5号様式(第7条関係)

会議録

会 議 の 名 称	令和4年度第2回清須市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和4年12月14日(水) 午後1時30分から午後2時15分
開 催 場 所	清須市役所(北館)3階 研修室
議 題	1 開会 2 議事 (1) 令和5年度清須市国民健康保険税の改正について(諮問) 3 閉会
会 議 資 料	1 次第 2 配席図 3 資料1 令和5年度清須市国民健康保険税の改正について 4 別紙1 標準保険税率を適用した場合の財政状況 5 別紙2 これまでの税率改正の推移 6 別紙3 国民健康保険税世帯別試算表 7 別紙4 改正案を適用した場合の財政状況 8 別紙5 県内市町村別国民健康保険税収納率一覧 諮問書(写)
公 開 ・ 非 公 開 の 別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍 聴 人 の 数 (公開した場合)	1名
出 席 委 員	公益代表:河野委員、岡田委員、水野委員 保険医等代表:前田委員、大前委員、宮田委員 被保険者代表:山田委員、佐藤委員、後藤委員
欠 席 委 員	なし
事 務 局	(市民環境部 保険年金課) 三輪保険年金課長、犬飼保険年金課長補佐、岡田国民健康保険課長補佐

## 会議の経過《意見の要旨》

### ● 事務局

定刻となりましたので、ただ今から、「令和4年度第2回清須市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。

私は、司会を努めさせていただきます、保険年金課の岡田でございます。

最初に資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りしてあります配布資料一覧に沿って資料の確認をさせていただきます。各資料の右上に通し番号を記載しております「1」から「8」までです。以上でございます。

次に委員の出席状況につきまして、ご報告させていただきます。本日は、全員の委員が出席されています。本協議会は、清須市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により、委員の過半数以上の出席があり、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

また、本運営協議会は清須市情報公開条例で非公開の取り扱いをしておりますので、会議及び会議録について公開とさせていただきます。本日は、傍聴者がお見えになりますので、入場していただきます。しばらくお待ちください。

それでは、ただ今から、清須市国民健康保険運営協議会を開催いたします。開催にあたりまして、市長の永田よりご挨拶申し上げます。

### ● 永田市長

皆様、こんにちは。市長の永田でございます。

本日は、清須市国民健康保険運営協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、ご多忙にもかかわらずご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から皆様方には、国民健康保険事業をはじめ、市政の各方面において、多大なるお力添えを賜わり、この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。現在、コロナウイルスの感染の第8波の中にあり、愛知県では先週の12月8日から「愛知県医療ひっ迫防止緊急アピール」を発出し、感染拡大の抑制に向けて改めて感染防止対策をお願いしているところであります。

さて、本日は、毎年同様、皆様方をお願いさせていただいております、令和5年度の国民健康保険税の改正につきまして、本年度も諮問をさせていただきます。詳細につきましては、諮問の後、担当よりご説明をさせていただきますので、皆様方の、豊富な識見からの忌憚のないご意見、ご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

### ● 事務局

ありがとうございました。続きまして、河野(こうの)会長よりご挨拶をお願いします。

### ● 河野会長

河野でございます。よろしく申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、清須市国民健康保険運営協議会に、出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、令和5年度国民健康保険税の改正につい

て、前回の協議会で事務局より説明があったことを踏まえて、さらに詳細なご審議をいただく事となると思われまます。忌憚のないご意見を賜りますよう、お願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

●事務局

ありがとうございました。続きまして、次第2「議事」を始めます。

では、これからは、清須市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定によりまして、会長が議長となり会務を総理していただくこととなりますので会長に、議長をお願いいたします。それでは、河野(こうの)会長よろしくをお願いいたします。

●河野会長

それでは、清須市国民健康保険運営協議会規則に基づきまして、私がこの会議の進行を努めさせていただきます。議事に入ります前に、本日の会議録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には、清須市国民健康保険運営協議会規則第9条の規定により、大前委員、佐藤委員を指名します。なお、議事録については、事務局で作成をお願いいたします。ただ今から、議事に入らせていただきます。

議事(1)「令和5年度清須市国民健康保険税の改正について」、事務局からお願いいたします。

●事務局

それでは、ここで市長より諮問書を会長にお渡しさせていただきます。この諮問書は、清須市国民健康保険運営協議会規則第2条第1項の規定に基づき、市長から運営協議会へ諮問を行うものです。市長お願いします。

4清須保第389号、令和4年12月14日、  
清須市国民健康保険運営協議会 会長 河野 ともえ 様  
清須市長 永田純夫  
令和5年度 清須市国民健康保険税の改正について(諮問)

このことについて、国民健康保険法第11条及び清須市国民健康保険 運営協議会規則 第2条第1項の規定により、下記の事項について貴協議会の意見を求めます。

記

令和5年度 国民健康保険税率

医療給付費分

所得割額 6.19%、均等割額 25,800円、平等割額 18,400円。

後期高齢者支援金等分

所得割額 2.41%、均等割額 10,100円、平等割額 7,300円。

介護納付金分

所得割額 2.35%、均等割額 12,200円、平等割額 5,900円。

でございます。

ご審議の上、ご答申いただきますようよろしくをお願いいたします。

●事務局

ありがとうございました。諮問については、以上でございます。

これから議事に入りますが、市長は他の公務がございますのでここで退席させていただきます。委員の皆様には、ただいまの諮問書の写しを手元に配布いたします。

●河野会長

それでは、「令和5年度清須市国民健康保険税の改正について」の諮問を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

●事務局

保険年金課の三輪です。議事（1）「令和5年度清須市国民健康保険税の改正について」説明いたします。（資料1）をご覧ください。（1）令和5年度事業費納付金と標準保険税率です。まず事業費納付金ですが、ア 清須市分として18億4,662万4千円と示されました。

愛知県は、令和5年度に国保事業運営に必要な金額を5,341億円と試算し、愛知県全体の公費等を加減算し、各市町村が納付すべき金額の合計額を2,103億円としました。さらに各市町村の公費等を加減算し、医療給付実績、所得状況を加味し、清須市に割り当てられた金額になります。県平均一人当たり納付金額は、15万6千988円で、前年の12万3千172円より、3万3千816円の増加、108.41%の伸び率となっております。また、この事業費納付金を納めるために、清須市が賦課すべき標準的な税率をイの表の通り示しました。合計でいきますと所得割が11.67%、均等割が5万2千228円、平等割が3万1千890円となっております。また、前提としての収納率を95.00%と示しました。

ここで（別紙1）をご覧ください。標準保険税率を適用した場合の財政状況について、前回の会議で使った図に置き換えて説明いたします。まず左上の「A」愛知県は、清須市が納める事業費納付金を「18億4,662万4千円」としました。清須市は、これを納めるために示された標準保険税率を適用し、被保険者に賦課します。右上「B」賦課総額の見込として合計で「17億3,309万2千円」と試算しました。そして、その下「C」賦課総額に対して、合計で「14億4,826万6千円」の収入を見込んでいます。ここでは、県が示す収納率「95.00%」を用い試算を行っております。この試算でいきますとまだ事業費納付金を納めるには、「3億9,835万8千円」が不足します。不足額の補填として国県からの補助金等が「3億9,343万7千円」見込まれますので、残り「492万1千円」を一般会計からの補填とし、事業費納付金を納めることができます。このように標準保険税率を適用した場合、一般会計からの赤字補填も大幅に減らすことが可能になります。

（資料1）に戻りまして、左下の（現行の税率との差）の表をご覧ください。表の左が令和4年度現行の税率で、表の右が、県が示した標準保険税率で、真ん中がその差を示しています。被保険者の負担の面でいきますと、下から2つ目の網掛けしてある「世帯及び一人当たり税額」の前年差は、世帯で14,766円、一人当たりで10,001円の負担増となります。平成30年度から5年計画で愛知県の標準保険税率に近づけるよう、毎年税率改正を進めてきおり、今回の税率改正で標準保

険税率に合わせる計画でありましたが、県が示した税率の上昇率は大きく、毎年税率が上がっていくため、差が埋まらない状況となっております。

以上を踏まえて、令和5年度清須市国民健康保険税率（案）について説明いたします。（資料1）右上となります。冒頭、市長より諮問しました税率案を現行の令和4年度の税率と比較しています。まず、この税率を案とした理由についてですが、5年計画として税率・税額改定を進めてきた本市において、その最終年度となる令和5年度においても計画通り税率を上げ、一般会計からの繰入金を前年度より下げることが基本に進めたいと考えております。しかし、被保険者数の推移や高齢化、円安による物価上昇等今日の社会情勢を踏まえると急激な負担増は避けなければならないところでもあり、被保険者の負担軽減にも配慮しつつ、健全な国民健康保険の運営との両立を図っていくために、税率の度合いを1/3に抑えた案としました。

（別紙2）をご覧ください。「これまでの税率改正の推移」を示した資料になります。先ほども申し上げましたように、本市では、愛知県の示す標準保険税率に近づけていくために、平成30年度から段階的に引き上げてきました。表の下から二つ目の「世帯/一人当りの税額」の流れをご覧くださいと、世帯当りでいいますと前年との差を3千円前半から4千円前半に抑えて引き上げを行ってきております。今回の改正案につきましても、資料1、右上の表の網掛けがしてある前年度差、世帯当り3,844円、一人当り2,860円の負担増と、これまでの範囲内の負担増と考えております。

（別紙3）をご覧ください。（別紙3）は、この改正案にした場合の世帯別の税額試算表になります。①から④が軽減非該当の世帯、⑤から⑩が7割5割2割の軽減対象となる世帯、⑪は未就学児がいて、軽減非該当の世帯、⑫は未就学児がいて、軽減に該当する世帯です。所得が高く、世帯員が多い世帯ほど、差が大きいこととなります。また、この案にした場合の財政状況についてですが、（別紙4）をご覧ください。別紙1と同じ図を使って、説明いたします。まず左上の「A」愛知県は、清須市が納める事業費納付金を「18億4,662万4千円」。清須市は、これを納めるために示された税率1/3引き上げを適用し、被保険者に賦課します。右上「B」賦課総額の見込として合計で「16億4,480万9千円」と試算しました。そして、その下「C」賦課総額に対して、合計で「13億3,741万3千円」の収入を見込んでいます。ここでは、収納率を現年分で「93.03%」、滞納分で「22.98%」で試算をしております。このパーセンテージは昨年令和3年度の収納率実績に0.1%加算した数値を使っております。事業費納付金を納めるには、「5億921万1千円」が不足します。不足額の補填として国県からの補助金等が「3億9,343万7千円」見込まれますので、残り「1億1,577万4千円」を一般会計からの補填とし、事業費納付金を納めることができます。赤字補填額は令和4年度予算時点に比べ、1,181万4千円減額することができます。

次に、資料1に戻っていただきまして、（3）財政運営における市の取組について説明します。ここまで説明しました、別紙1及び別紙4の図を使った流れの中で、

お気づきの方もいるかもしれませんが、標準保険税率に近づける以外に赤字補填額を減らす方法は、まず収納率を向上させることで、収入額が増減し、それに応じて赤字補填額も増減します。先に紹介した標準保険税率を適用した場合は収納率を95%で試算し、この1/3案では93.03%で試算しておりました。この1.97%の差で1億1,085万3千円の差が生まれます。なかなかこの95%という数字は、今までの実績では達成できていない目標の高い数値とはなっていますが、少しでも昨年より収納率が上げられるよう対策を講じていきたいと考えております。なお、別紙5をご覧ください。参考資料として令和2年度の県内54市町村別国民健康保険税収納率、及び、令和3年度の清須市の収納率です。こちらは、54市町村別データが出ていないので、38市の収納率となっておりますので、参考としてください。

資料1に戻っていただきまして、もう一つ赤字補填額を減らす方法として、事業費納付金の不足分を補填するものとして、国や県の補助金等があります。これを少しでも多く獲得することによって、赤字補填の金額を減らすことができます。現時点で3億9,343万7千円を、令和5年度に収入を見込んでいます。現時点でいくら収入できるか試算できないものもあり、これ以上の金額が収入できると考えておりますが、引き続き安定した収入が見込めるように事業を行って参りたいと考えております。

最後に医療費の削減対策です。全体の医療費を減らすことができれば、運営に係る費用も減るという考え方によるものです。医療費の適正化とも呼んでいます。ジェネリック医薬品を広く周知したり、年間の自身が使った医療費をお知らせすることにより受診を見直す機会をつくって行くことで、長期的な視点になりますが、医療費の削減につながるものと考えています。また、特定健診、特定保健指導を含む保健事業及び歯科検診の充実を図り、疾病等を早期発見することも医療費の削減につながります。これらについても引き続き事業を行って参りたいと考えております。

資料に関する説明は以上となります。

●河野会長

それでは、ご質問等ございましたら、挙手していただき、ご発言をお願いします。

●水野委員

資料にある「滞納分」収入というのは、これまで納付されずにいた税額が収入されたものということでしょうか。

●事務局

おっしゃるとおりです。現在、令和4年度を基準にいいますと、令和3年度以前に保険税が賦課されて、令和4年度になって収入されたものです。

●水野委員

この滞納分の収納率22.98%という数値は、妥当な数値といえるか。

●事務局

滞納分に係る収納率は、平成30年度の26.31%をピークに20%前半のところまで推移しております。

●水野委員

別紙3国民健康保険税世帯別試算表についてですが、①～⑫までの事例毎の合計数はわかりますか。

●事務局

税額の試算は、対象所得額、世帯構成数、年齢により変化しますので、事例毎の試算額の合計は計算できません。軽減の非該当世帯数、軽減該当する世帯でその割合毎の世帯数であれば分かります。それでよろしいでしょうか。

●水野委員

はい、それで結構です。

●事務局

それでは、次回会議において資料として提出します。

●前田委員

生活保護を受けている世帯は、どうなっていますか。

●事務局

生活保護受給世帯については、生活保護の受給が決定した時点で、国民健康保険の資格がなくなることになります。しかし、国民健康保険の資格があった期間に賦課された保険税の納付義務は残ることになります。

●前田委員

滞納者に対してのペナルティはありますか。

●事務局

国民健康保険被保険者証の有効期間は2年間となっておりますが、滞納がある世帯には有効期間が6ヶ月の短期保険証を発行しており、6ヶ月毎の更新の際に、保険税の納付相談を行い、更新を行っております。

●議長：河野会長

他によろしいでしょうか。それでは次回は、諮問内容について本日の事務局の説明を踏まえ、ご意見をいただき、答申案をまとめていきたいと思っております。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了とさせていただきます。皆様方のご協力によりまして、会議を円滑に進めることができましたことを厚くお礼申し上げます。

ます。最後に、事務局から連絡事項等がありますか。

●事務局

次回の会議は、令和5年1月11日水曜日、13時30分からとなります。場所は、今回と違い南館の3階、第3会議室になりますので、よろしくお願いします。

●事務局

これをもちまして、令和4年度 第2回清須市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。本日は、ご多忙の中ありがとうございました。

会 議 の 結 果	会議の経過に示したとおり
問 合 せ 先	市民環境部 保険年金課 052-400-2911

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証明するために、ここに署名する。

令和5年1月11日

会 長 河野 ともえ

委 員 大前 豪

委 員 佐藤 明真